

# 構造改革特別区域法逐条解説

(一部改正に伴う改訂版)

平成24年11月1日

内閣官房地域活性化統合事務局

## 目次

○第1章 総則	1
・第1条（目的）	2
・第2条（定義）	5
○第2章 構造改革特別区域基本方針	9
・第3条	10
○第3章 構造改革特別区域計画の認定等	13
・第4条（構造改革特別区域計画の認定）	14
・第5条（認定に関する処理期間）	25
・第6条（認定構造改革特別区域計画の変更）	26
・第7条（報告の徴収）	27
・第8条（措置の要求）	29
・第9条（認定の取消し）	31
・第10条（国の援助等）	33
○第4章 法律の特例に関する措置	35
・第12条（学校教育法の特例）	36
・第13条	56
・第15条（地方自治法の特例）	63
・第18条（医療法等の特例）	68
・第19条（教育職員免許法の特例）	88
・第20条（私立学校法の特例）	94
・第23条（狂犬病予防法の特例）	113
・第24条（地方公務員法の特例）	118
・第28条（酒税法の特例）	125
・第28条の2	136
・第29条（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例）	144
・第30条（老人福祉法の特例）	149
・第31条（河川法及び電気事業法の特例等）	158
・第32条（社会保険労務士法の特例）	170
・第33条（アルコール事業法の特例）	175

・第34条（政令等で規定された規制の特例措置）	・・・181
・第35条（地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置）	・・・182
○第5章 構造改革特別区域推進本部	・・・183
・第37条（設置）	・・・184
・第38条（所掌事務）	・・・185
・第39条（組織）	・・・186
・第40条（構造改革特別区域推進本部長）	・・・186
・第41条（構造改革特別区域推進副本部長）	・・・186
・第42条（構造改革特別区域推進本部員）	・・・186
・第43条（資料の提出その他の協力）	・・・187
・第44条（事務）	・・・188
・第45条（主任の大臣）	・・・188
・第46条（政令への委任）	・・・189
○第6章 雑則	・・・190
・第47条（規制の特例措置の見直し）	・・・191
・第50条（経過措置）	・・・194
○附則	・・・195
・附則第3条（提案を募集する期限）	・・・196
・附則第4条（構造改革特別区域計画の認定を申請する期限）	・・・197
・附則第5条（訓令又は通達に関する措置）	・・・198
・附則（平成二十四年9月5日法律第73号・抄）第3条（検討）	・・・199